

## 第1部 政党文書の保存・管理に関するアンケート

**問1 貴党において、文書を作成・収受するにあたり、文書の作成や管理に関わる規則・規程などの明文化されたルールは存在しますか。（ ）**

- ①ある 規則・規程名（ ）  
→当会に規定を提供いただけますか。提供してもよい場合は回答に同封いただくか、本会メールアドレスにご送付ください。
- ②ない 補足があればご記入下さい。  
（ ）

**問2 組織として作成する文書、会議資料等どのように管理されていますか。（ ）**

- ①担当した部署・部門が管理している。
- ②担当部署・部門が一定期間管理した後に集中的な文書管理を担当する部署・部門に移管し、集約して管理している。  
→その部署・部門の名称をご記入ください。  
部署・部門名（ ）
- ③①②のような党としての統一的なルールはなく、各部署・部門や担当の慣例に任せている。

**問3 組織として作成する文書、会議資料等の廃棄を行っていますか。（ ）**

- ①保存期間を定めて不要なものは廃棄している。
- ②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。
- ③廃棄をせずに保存し続けている。

**問4 問3で①又は②と回答された政党にお尋ねします。廃棄をせずに永続的に保存をすることとしている文書等がありますか。（ ）**

- ①ある  
→可能であればどのような文書等を保存しているか、いくつか例示をお願いします。

②ない

**問5 作成した文書を保管する専用の場所（書庫や資料室）はありますか。（ ）**

- ①ある  
→名称と大まかな広さを下記にご記入ください。  
名称（ ）

広さ（ ）

②ない

**問6 保管されている文書の代表的な例を可能な範囲でいくつか提示してください（前身組織のものがある場合はそれも含む）**

**問7 近年、Eメール・SNSなど電子媒体のみで存在する文書類や、画像や動画なども多くあるかと存じますが、電子媒体の文書はどのように保存されていますか。以下に自由に記述してください。**

**問8 重要な政党文書の保存・公開についてのお考えをお尋ねします。（ ）**

- ①海外の事例にあるように、政党がみずから保存・公開のための施設を設置することも検討に値する。
- ②一定期間経過後、重要なものは必ず国立公文書館等の保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。
- ③共通ルールまでは求めないが、重要なものは可能な限り国立公文書館等の保存・公開施設に委ねたい。
- ④政党の活動に関する文書は、将来的にも保存・公開施設に委ねる考えはない。

**問9 党機関紙（誌）・広報誌・パンフレット・ポスター・チラシなどの党印刷物を体系的に保存していますか。（ ）**

- ①体系的に保存しており、目録（リスト）なども整備されている
- ②体系的とはいえないが、おおむね保存されている。
- ③長期にわたる保存を前提としていないので、用途を終えたら適宜廃棄している。

アンケート第1部はこれで終わりです。続けて次ページの第2部にお答えください。

## 第2部 立法府（国会）の公文書管理に関する考え方についてのアンケート

**問1 立法府を含めた国の公文書全体の取扱いについて、どのようなご関心をお持ちでしょうか。（ ）**

- ①強い関心があり、積極的に関与していきたい。
- ②関心があり、今後の動向を見守っている。
- ③今後検討していくべき問題と認識しているが、政策活動の中における優先順位は高くない。
- ④特に検討する必要性を考えていない。
- ⑤その他、あるいは回答に関する補足などあれば以下に自由に記述してください。

**問2 行政文書は情報公開法及び公文書管理法により国民に公開する仕組みができています。立法府にはこの仕組みがないため、議員立法に関する公文書は公開の対象外です。立法府が保有する議員立法に関する公文書の公開についてのお考えをお尋ねします。（ ）**

- ①議員立法に関する公文書は積極的に公開するべきである。
- ②一定期間の経過後など条件を付した上で公開するべきである。
- ③法律の検討過程が詳細に分かるような機微にわたる公文書を公開する必要はない。
- ④その他、あるいは回答に関する補足などあれば以下に自由に記述してください。

**問3 立法府の公文書には両院事務局、両院法制局等の文書があります。このうち自主的な情報公開対象となっているのは事務局文書など一部（※）に過ぎず、国民の側から情報の開示を請求する権利は認められていません（※例えば立法及び調査に係る文書（本会議・委員会等の運営や立法活動・調査活動に関わる文書）は対象外）。そこで、現在公開されていない立法府の公文書の取扱いに関して、お考えをお尋ねします。（ ）**

- ①議員活動に直接影響を及ぼしかねないものなどを除き、原則として広く国民に公開するべきである。
- ②一定期間を経たものなどについては、原則として広く国民に公開する共通ルールを設定するべきである。
- ③公開するべきではない。
- ④その他、あるいは回答に関する補足などあれば以下に自由に記述してください。

**問 4 帝国議会時代の議会文書に関して、衆議院事務局の公文書は憲政記念館へ移管できる仕組みがあり、貴族院の公文書は参議院事務局に「憲政資料」として保存されているほか、議会史料室等が所蔵しているとされています。しかし、現状ではごく限られた研究者による利用に留まっています。この点についていかがお考えでしょうか。 ( )**

- ①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開すべきである。
- ②ただちに対応するのは難しいと思うが、徐々に公開の度合いを高める必要がある。
- ③現状で充分に対応できている。
- ④その他、あるいは回答に関する補足などあれば以下に自由に記述してください。

**問 5 立法府の公文書を永続的に保存し、将来国民に公開することを考えた場合、適当な施設・組織とはどのようなものか、お考えをお尋ねします。 ( )**

- ①公文書管理法に基づく行政府との協議により、国立公文書館に移管する。
- ②衆議院は憲政記念館、参議院は議会史料室等をさらに拡充するなどして、体系的に移管して、保存・公開する。
- ③国立国会図書館に移管する制度を新たに設ける。
- ④特に保存・公開施設は不要であり、作成した部署などで保存・公開すれば良い。
- ⑤その他、あるいは回答に関する補足などあれば以下に自由に記述してください。

**問 6 議員個人の活動に関連する書類の保存・公開についてのお考えをお尋ねします。 ( )**

- ①一定期間終了後、あるいは議員活動終了後に重要なものは必ず保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。
- ②共通ルールは設けるべきではないが、重要なものは可能な限り保存・公開施設に委ねたほうがよい。
- ③議員や事務所の活動に関する文書は、将来的にも保存・公開施設に委ねる必要はない。
- ④議員個人が考えることであり、党として取り組むべきこととは考えていない。
- ⑤その他、あるいは回答に関する補足などあれば以下に自由に記述してください。

これにてアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。ご意見などございましたら、以下に自由に記述してください。